

2024年6月20日

兵庫労働局
局長 赤松 敏彦 殿

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会長 福 永 明
連合兵庫ジェンダー平等・多様性推進委員会
委員長 鯉 田 勝 彦
連合兵庫女性委員会
委員長 福 山 香 織

男女平等参画社会の実現に向けた要請

貴職におかれましては、適正な労働条件の確保および労働災害防止など、日々力を尽くされておりますことに敬意を表します。

さて、DVや不安定雇用による生活困窮など、従前女性が抱えている問題がコロナ感染症下で顕在化しました。「孤独・孤立対策」を含めた女性への包括的支援を推進することにより、女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、4月1日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されています。

連合兵庫は、2004年以来6月を「男女平等月間」と定め、男女平等参画社会実現に向けて、集中的な取り組みを行っています。すべての人の人権が尊重され、誰もが自らの能力を十分に発揮し、安心して暮らせる社会の実現におけ、下記の項目について、要請いたします。

記

1. 充実した相談・支援業務を行うため、女性相談支援員やハローワークで対応を行う相談員の雇用の安定と処遇改善をはかること。
2. 女性活躍推進法を踏まえ、企業における女性の活躍促進のため、事業主の規模を問わず一般事業主行動計画の策定について周知するとともに、常時雇用する労働者が301人以上の事業主に対しては、「男女の賃金の差異」について数値の公表だけではなく、賃金の差異の要因分析・是正に取り組むよう促すこと。また、300人以下の事業主についても「男女の賃金の差異」の情報公表を促し、取り組みの定着をはかること。
3. 厚生労働省の調査によれば、企業に寄せられる相談はパワハラ、セクハラに次いで顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマー・ハラスメントに係る相談が3番目に多い。2023年9月には労災認定基準にカスタマー・ハラスメントが追加されたことを踏まえ、事業主に対し、指針に定められている望ましい取り組みについて周知するとともに、取り組みの実施を促すこと。

以 上